

新NISA制度開始に伴う外国株式の取扱いに関する FAQ

	質問	回答
1	外国株式および外国ETFのNISAでの取扱いはいつからですか？	2024年1月4日の発注分からとなります。
2	NISA口座における外国株式対象銘柄の取扱範囲を教えてください。	現在弊社取扱いの外国株式取扱銘柄と同様です。 (以下の対象国)アメリカ、カナダ、オーストラリア、韓国、中国(上海A・B株、深センA・B株、香港)、ベトナム、フィリピン、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ドイツ、フランス、オランダ、スペイン、イタリア、スイス、イギリス、(ロンドン、ロンドンインターナショナル)、オーストリア、スウェーデン、フィンランド
3	外国ETFは、新NISAの対象銘柄に入りますか？	入ります。取扱い銘柄が決まりましたら、ホームページでご案内します。
4	買付方法は、店頭取引と現地委託取引にかかわらず対象になりますか？	店頭取引、現地委託取引共に対象となります。
5	新NISAの対象として、外国株式の店頭取引と現地委託取引だけでなく、外国株式の募集・売出しは、対象となりますか？	はい、対象となります。
6	買付方法が現地委託取引の場合、NISAの非課税投資枠の使用額に手数料は含まれますか？	いいえ、手数料は含みません。
7	円貨決済の場合、為替はいつの為替が適用されますか？	①店頭取引(時間帯レート+スプレッド)、②委託取引(10時、14時、17時+スプレッド)となります。
8	外国株式の税金について、海外で引かれる税金も非課税となりますか？	いいえ。海外で引かれる税金は非課税となりません。 (例)米国株の配当金は現地で10%が源泉徴収されます。
9	外国株式の税金について、海外で引かれた税金は外国税額控除を申請すれば還付されますか？	いいえ。外国株式の現地課税分は外国税額控除の対象外です。
10	外国株式の株式分割について、NISA非課税投資枠を使って買い付けた銘柄が株式分割した場合、分割で増えた数量についてはどう取扱いになりますか？	株式分割で増えた数量についても、NISA口座での預かりとなります。
11	日本株のりょうくらぶ(株式累積投資)のように、外国株式の個別銘柄を積み立て形式で買付できますか？	外国株式での積み立ては現状ではできません。
12	外国株式におけるNISA預りを、課税口座(特定口座または一般口座)への払い出しは可能ですか？	課税への払い出しは可能です。
13	オンライントレードでNISA口座を活用し、外国株式を買うことはできますか？	オンライントレードでは外国株式の発注ができません。
14	外株の比例配分方式について、国内株式と同じ扱いなのですか？ また配当については非課税にするために手続きが必要ですか？	外株NISAにおいて、国内株式と同様の株式比例配分方式の適用はございません。配当については海外で引かれた税金は非課税とならず、国内で引かれる税金分は非課税となります。 別途お手続きは必要ございません。 (なお、外国税額控除の適用につきましても受けることはできません)